



(28) 試験問題 (午前の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たって、**平成28年度本試験対策**ください。
- (2) 試験時間は、2時間です。
- (3) 試験問題は、全て多肢択一式で、全部で35問あり、105点満点です。
- (4) 解答は、答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、答案用紙に印刷されているマークシート例に従って、鉛筆で塗りつぶす方法で示してください。
- (5) 解答欄のマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、正しい解答のマークをしてください。答案用紙への記入は、**鉛筆(HB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

**より深く知る！
会社法の学習のコツ
& 苦手意識を克服しよう！**

TAC/Wセミナー専任講師
姫野 寛之

TAC

1 会社法

(1) 科目の特徴

① 頻出論点

【資料 1】

② 条文の出題

(a) 細かい

(b) 大まか

【資料 2】

(c) 不存在規定

【資料 3】

③ 判 例

【資料 4】

④ 改正法

【資料 5】【資料 6】

⑤ 過去問

(2) 対 策

① 会社法の正確な理解と暗記

② 旧商法下の判例の理解と暗記

③ 平成 26 年の会社法等の一部改正

* 苦手意識の正体

【資料 1】 会社法の頻出論点

設 立	H18-32, H19-28, H20-28, H21-27, H22-27, H23-27, H24-27, H25-27, H26-27, H27-27
株 式	H18-30, H19-29, H19-30, H20-29, H20-30, H20-31, H21-28, H22-28, H23-28, H24-28, H25-28, H25-29, H26-28, H26-29, H27-28
機関・役員等	H18-31, H18-33, H18-35, H19-31, H20-32, H20-33, H20-34, H21-29, H22-29, H22-30, H22-31, H23-30, H23-31, H24-30, H24-31, H25-30, H25-31, H25-32, H26-30, H26-31, H27-29, H27-30
計 算	H18-28, H19-32, H21-30, H22-32, H23-32
持 分 会 社	H19-34, H20-35, H21-31, H23-34, H24-33, H25-34, H26-32, H27-32
組織再編行為	H18-29, H19-35, H21-33, H21-34, H23-33, H24-34, H25-33, H26-34, H27-34

【資料 2】 大まかな出題

H25-30-ア	会社法所定の要件を満たす株主が取締役に対して株主総会の招集を請求した場合において、その請求があった日から 8 週間以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられないときは、当該株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる。
H25-31-ア	取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）である甲株式会社（以下「甲社」という。）の取締役 A が法令に違反する行為（以下「本件行為」という。）をし、これによって、著しい損害が生ずるおそれが甲社に発生した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。 ア 甲社が会社法上の公開会社である場合には、<u>同法所定の要件を満たす</u>株主は、A に対し、本件行為をやめることを請求することができる。
H26-29-ア	譲渡制限株式の株主が会社法第 136 条の規定による請求をした場合において、会社が同条の承認をしない旨の決定をしたときに関する次のアからオまでの記述のうち、<u>誤っているもの</u>の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。 なお、当該株主は、会社が同条の承認をしない旨の決定をする場合には、会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることを併せて請求しているものとする。 ア 会社が当該譲渡制限株式の全部を買い取る旨の決定をし、当該株主に対し<u>会社法所定の事項</u>を通知しようとするときは、会社は、1 株当たり純資産額に会社が買い取る当該譲渡制限株式の数を乗じて得た額をその本店の所在地の供託所に供託しなければならない。

【資料 3】 不存在規定の出題

H19-28-イ	会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、株式会社及び合同会社のいずれにも当てはまるものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。なお、「設立手続の遂行者」とは、株式会社にあっては「発起人」を、合同会社にあっては「社員になろうとする者」をそれぞれ指すものとし、また、定款は書面により作成されるものとする。 定款には、成立後の会社の資本金の額に関する事項を記載しなければならない。
H21-29-イ	監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）に関して、甲社の取締役は、監査役の解任を株主総会の目的とする場合には、監査役会の同意を得なければならない。
H24-31-オ	監査役会設置会社においては、取締役は、会計参与の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。
H18-28-イ	資本金の額を減少するには、併せて株式の消却又は併合を行わなければならない。
H27-31-ア	次の対話は、株式会社の解散と清算に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。 教授： 会社法上の公開会社が解散するための手続は、どのようなものですか。なお、この会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではないものとします。 学生： 会社法上の公開会社は、株主総会の特別決議によって解散することができます。この場合には、会社は、その株主総会の日の 2 週間前までに、会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければなりません。
H18-28-オ	債務超過の状態にある特例有限会社であっても、定款を変更してその商号中に株式会社という文字を用いる商号の変更をすることができる。
H22-32-エ	株式会社においては、純資産額が 300 万円以上であっても、資本金の額が 300 万円以上でない限り、剰余金の配当をすることはできない。
H24-32-イ	事業譲渡をする株式会社は、事業譲渡の効力が生ずる日から 6 か月間、事業譲渡に係る契約の内容等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該株式会社の本店に備え置かなければならない。
H21-31-イ	合同会社は、社員名簿を作成し、これに社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録しなければならない。
H26-33-エ	社債管理者が社債権者集会を招集するには、裁判所の許可を得なければならない。

＊ 参考

(会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定)

第 344 条 監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役が決定する。

2 監査役が2人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監査役が」とあるのは、「監査役の過半数をもって」とする。

3 監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

【資料 4】 判例趣旨問題の出題

H26-28	株式の相続による共有
H26-31	取締役の忠実義務
H25-32	会社法 429 条 1 項の法意
H24-30	利益相反取引
H24-32	事業譲渡
H22-31	表見取締役の責任
H22-34	会社法上の訴え

【資料５】 平成 26 年会社法改正の改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件
- ④ 発行可能株式総数
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の責任の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編，簡易組織再編等における株式買取請求
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記

【資料 6】 平成 26 年会社法改正からの出題

H27-30-イ	監査役を置く株式会社は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けた場合には、その旨の変更の登記をしなければならない。
H21-31	次の対話は、株式会社の解散と清算に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。 教授： 会社法上の公開会社が解散するための手続は、どのようなものですか。なお、この会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではないものとします。 (以下省略)
H27-pm29-イ	監査役設置会社であり会計監査人設置会社である株式会社において、株主総会の決議により会計監査人を解任した場合の変更の登記の申請書には、監査役が当該株主総会の議案の内容を決定したことを証する書面を添付しなければならない。

(7) 消滅会社等における新株予約権買取請求(新設型再編を含む)

① 新株予約権の消滅の有無

	存続会社等・設立会社			
	株式会社		持分会社	
	消滅の有無	再編時の対価	消滅の有無	再編時の対価
合 併	必要的消滅 (750Ⅳ, 754Ⅳ)	金銭・新株予約権 (749Ⅰ④, 753Ⅰ⑩)	必要的消滅 (752Ⅴ, 756Ⅳ)	金銭 (751Ⅰ⑤, 755Ⅰ⑧)
会社分割	任意的消滅 (759Ⅸ, 764Ⅺ)	新株予約権 (758⑤, 763⑩)	非消滅 (761, 766 参)	—
株式交換 株式移転	任意的消滅 (769Ⅳ, 774Ⅳ)	新株予約権 (768Ⅰ③, 773Ⅰ⑨)	非消滅 (771 参)	—

② 新株予約権買取請求

	①発行時の定め ※ 1	②再編時の対価	①②の整合	新株予約権買取請求権
合 併	有 (236 I ⑧イ)	金銭 ※ 2	—	有 (787 I ①, 808 I ①)
		新株予約権	整合	無
			不整合	有 (787 I ①, 808 I ①)
	無	金銭 ※ 2	—	有 (787 I ①, 808 I ①)
		新株予約権	—	有 (787 I ①, 808 I ①)
会社分割	有 (236 I ⑧ロハ)	新株予約権 ※ 3	整合	無
			不整合	有 (787 I ②イ, 808 I ②イ)
	無	(不消滅)	—	有 (787 I ②ロ, 808 I ②ロ)
		新株予約権 ※ 3	—	有 (787 I ②イ, 808 I ②イ)
株式交換 株式移転	有 (236 I ⑧ニホ)	新株予約権 ※ 4	整合	無
			不整合	有 (787 I ③イ, 808 I ③イ)
	無	(不消滅)	—	有 (787 I ③ロ, 808 I ③ロ)
		新株予約権 ※ 4	—	有 (787 I ③イ, 808 I ③イ)
		(不消滅)	—	無

※ 1 発行時の定めとは、存続会社等の新株予約権を交付する旨の定めをいうため、金銭を交付する旨の定めや新株予約権を交付しない旨の定めは、発行時の定めとはいえない。

※ 2 対価である金銭の額を零円と定めることもできる。

※ 3 対価は承継会社の新株予約権に限られるため、承継会社又は設立会社が持分会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない (787 I ②括弧, 808 I ②括弧)。なお、対価として承継会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を吸収分割契約新株予約権といい (758⑤イ)、対価として設立会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を新設分割計画新株予約権という (763⑩イ)。

※ 4 対価は完全親会社の新株予約権に限られるため、完全親会社が合同会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない (787 I ③括弧)。なお、対価として親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式交換契約新株予約権といい (768 I ④イ)、対価として設立親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式移転計画新株予約権という (773 I ⑨イ)。

* 新株予約権買取請求の手続は、一般的な新株予約権買取請求の手続 (118・119) と同様である。なお、新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、吸収型再編の場合は効力発生日に、新設型再編の場合は設立会社の成立の日に、それぞれ生ずる (788VI, 809VI)。

【新株予約権買取請求権者に対する通知又は公告】

消滅会社等は、新株予約権買取請求をすることができる新株予約権者に対して、通知又は公告をしなければならない（787Ⅲ・Ⅳ，808Ⅲ・Ⅳ）。通知又は公告を要する新株予約権者は、次のとおりであるが、発行時の定めと再編時の対価が合致しているかの判断が難しい場面があるため、新株予約権買取請求をすることができる新株予約権者の範囲と異なることに注意を要する（会社法解説 p202）。

吸収合併	全部の新株予約権(787Ⅲ①)
新設合併	全部の新株予約権(808Ⅲ①)
吸収分割	吸収分割契約新株予約権(787Ⅲ②イ) 吸収分割契約新株予約権以外の新株予約権で、承継会社の新株予約権を交付する旨の発行時の定めがあるもの(787Ⅲ②ロ)
新設分割	新設分割計画新株予約権(808Ⅲ②イ) 新設分割計画新株予約権以外の新株予約権で、設立会社の新株予約権を交付する旨の発行時の定めがあるもの(808Ⅲ②ロ)
株式交換	株式交換契約新株予約権(787Ⅲ③イ) 株式交換契約新株予約権以外の新株予約権で、完全親会社の新株予約権を交付する旨の発行時の定めがあるもの(787Ⅲ③ロ)
株式移転	株式移転計画新株予約権(808Ⅲ③イ) 株式移転計画新株予約権以外の新株予約権で、設立会社の新株予約権を交付する旨の発行時の定めがあるもの(808Ⅲ③ロ)

以 上